

鳥取県告示第 1007 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピネライフケア 鳥取 代表取締役 太田 喜弘	東京都港区六本木六丁目 10-1	ハピネヘルパーステーション雲山	鳥取市雲山112-2	訪問介護	平成 19 年 11 月 1 日
〃	〃	ハピネヘルパーステーション松並	鳥取市松並町一丁目228	〃	〃
〃	〃	ハピネデイサービスセンター吉方	鳥取市吉方 127	通所介護	〃